

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）の規定及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき、かつ、法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、この契約の目的物（以下、「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者はその契約金を支払うものとする。

3 発注者は、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任技術者（主任技術者を設置する場合に限る。以下同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（次項において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項の指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約の締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を適用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に次の各号のいずれかの保証をしなければならない。

一 契約保証金の納付

二 この契約の債務の不履行から生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第

184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。第35条及び第36条において同じ。)の保証

三 この契約の債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

四 この契約の債務の不履行から生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。)

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第二号から第四号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第二号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第三号又は第四号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額に変更があった場合、変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作物の使用)

第6条 受注者は、成果物(第38条第1項の規定により読み替えて準用される第32条に規定する指定部分に係る成果物及び第38条第2項の規定により読み替えて準用される第32条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡したものとする。

2 発注者は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なしに自由に公表することができ、また、当該成果物が著作権に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作権に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第

5 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委任等の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が当該指図をした場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その者の氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の規定により発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 受注者又は受注者の主任技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容又は受注者が作成した図面等に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

五 業務を履行するために発注者が作成した図書等の交付

- 3 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

- 4 この契約書に定める書面の提出は、設計図書で別に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 5 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければな

らない。

(主任技術者)

第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

2 主任技術者は、この契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除く、この契約に関する受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限について発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 発注者が設計図書において、成果物（成果物に至らない段階の物を含む。）の技術上の照査を照査技術者により行うことと定めた場合、受注者は、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する主任技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 業務を履行するために地元関係者との交渉等が必要な場合は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る必要がある場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

(主任技術者等に対する措置請求)

第14条 発注者は、主任技術者、照査技術者、受注者の使用人又は第7条第3項の規定により受注者から業務の一部を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その決定を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与された物品)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他の業務に必要な物品がある場合、その品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、前項の物品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与された物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、貸与された物品が業務の完了、設計図書の変更等によって不要となったときは、これを発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、前項の規定により貸与された物品を返還すべき場合において、その故意又は過失により貸与された物品を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(設計図書と既履行业務が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、履行した業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を履行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に矛盾があること（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、第2項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 発注者は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要

な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため、又は天災等受注者の責めに帰することができない事由により作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認めるときは、発注者は、直ちにその旨を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、その旨を受注者に通知して業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更内容を受注者に通知して設計図書等を変更することができる。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(著しく短い履行期間の禁止)

第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の履行期間の延長の請求)

第23条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の履行期間の短縮請求等)

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 この契約書の規定による履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額等の変更方法)

第26条 この契約書の規定による契約金額の変更及び受注者が損害を受けた場合に発注者が賠償すべき額については、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、業務を現場で行う場合、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の措置をとった場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を履行する上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に与えた損害)

第29条 受注者が業務を行うにつき第三者に損害（第3項に規定する損害を除く。）を与えた場合、受注者は、当該第三者の損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与された物品の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注

者が発注者の指示又は貸与された物品が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を現場で行う場合、通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の事由により第三者に与えた損害（設計図書に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）については、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により、作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の調査の結果、損害が確認されたときは、その損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつた場合において、当該損害の額（立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）が契約金額の100分の1に相当する額を超えるときは、その超過額に相当する額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該業務で償却することとしている償却費の額を差し引いた額少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1に相当する額を超えるときは、その超過額」とあるのは「

契約金額の100分の1に相当する額を超過する額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項の規定を適用する。

(契約金額の変更等に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条又は第34条の規定により、費用を負担すべき場合、契約金額を増額すべき場合又は損害を賠償若しくは負担すべき場合において、特別の理由があるときは、費用の負担額、契約金額の増額又は損害の賠償額若しくは負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了をもって業務の完了として前2項の規定を適用する。

(契約金の支払)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の利用)

第34条 発注者は、成果物（成果物に至らない段階の物を含む。第3項において同じ。）の引渡し前においても、受注者の承諾を得て成果物の全部又は一部を利用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部または一部を利用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と業務の完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、契約金額が著しく増額された場合において、その増額後の契約金額の10分の3に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。

- 4 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の4に相当する額を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、当該30日以内に第37条又は第40条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 5 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに契約金額の増額があった場合において、増額後の契約金額が減額前の契約金額以上の額であるときはその超過額を返還しないものとし、増額後の契約金額が減額前の契約金額未満の額であるときは受領済みの前払金の額からその増額後の契約金額の10分の4に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下「遅延防止法に基づく額」という。）の遅延利息の支払を請求することができる。

- 7 前払金の額に10,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

- 8 債務負担行為に係る契約においては、会計年度ごとに前各項の規定を適用する。ただし、前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、受注者は、当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わり

その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使途)

第37条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条の2 受注者は、業務の完了前において、業務の既履行部分に相応する契約金の額の10分の9以内の額で、次項から第6項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない範囲で支払を請求することができる。

- 一 1,000,000円以上10,000,000円未満 1回
- 二 10,000,000円以上30,000,000円未満 2回
- 三 30,000,000円以上50,000,000円未満 3回
- 四 50,000,000円以上100,000,000円未満 4回
- 五 100,000,000円以上 5回

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項に規定する確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、「第1項の業務の既履行部分に相応する契約金の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務の既履行部分に相応する契約金の額 $\times$ (9/10－前払金額/契約金額)

- 6 部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務の既履行部分に相応する契約金の額」とあるのは「業務の既履行部分に相応する契約金の額から既に部分払の対象となった業務の既履行部分に相応する契約金の額を控除した額」とするものとする。

(指定部分の引渡し等)

第38条 発注者が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときの検査、引渡し及び契約金の支払については、第32条及び第33条の規定の例による。

- 2 前項に規定する場合のほか、業務の一部が履行され、かつ、当該部分が可分(以下「可分部分」という。)であるときは、発注者は、当該可分部分について検査の上、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、受注者が承諾と同時に引渡しを申し出たときは、発注者は、直ちに当該可分部分の引渡しを受けなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により可分部分を引き渡したときは、第5項の規定により算出される

金額の支払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に当該額を支払わなければならない。

4 発注者は、受注者が第2項の引渡しの申出を行わないときは、当該可分部分の引渡しを次項の規定により算出される金額の支払と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は当該請求に応じなければならない。

5 第1項及び第3項の規定により、受注者が請求することができる指定部分又は可分部分に係る金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相應する契約金の額」及び第2号中「可分部分に相應する契約金の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。

一 指定部分に係る契約金の額

指定部分に相應する契約金の額×(1-前払金の額/契約金額)

二 可分部分に係る契約金の額

可分部分に相應する契約金の額×(1-前払金の額/契約金額)

(第三者による契約金の受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金の全部又は一部の受領を第三者に委任することができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定により第三者を受任者とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の受任者である旨が明記されているときは、当該第三者に対して契約金の支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第40条 受注者は、発注者が第35条、第37条の2又は第38条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなけ

れば契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第5条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 主任技術者を配置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 第57条に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

七 第58条第1項及び第2項に規定する事項を遵守していないと認められるとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。

二 第5条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を破棄した上で再び業務を行わなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をし

ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。

十 第４６条又は第４７条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十二 公正取引委員会が、受注者にこの業務の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

十三 公正取引委員会が、受注者にこの業務の入札における違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

十四 公正取引委員会がこの契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業

活動があったとされたとき。

十五 排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

十六 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの業務の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第46条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第49条 この契約が解除された場合、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の権利及び義務は、消滅する。ただし、指定部分及び可分部分の引渡しに係る権利及び義務については、この限りでない。

2 発注者は、前項本文の規定にかかわらず、この契約の解除後も、既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、当該既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該受領した既履行部分に相応する額の金銭を受注者に支払わなければならない。

3 前項の金銭の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（解除に伴う措置）

第50条 受注者は、この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金の支払があったときは、第43条又は第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延防止法に基づく額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた金銭の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延防止法に基づく額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与された物品があるときは、当該貸与された物品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与された物品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する調査機械器具（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理する調査機械器具を含む。以下この項及び第6項において同じ。）があるときは、受注者は、当該調査機械器具を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去及び修復又は取片付けに要する費用（次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

6 受注者が第4項の規定による調査機械器具の撤去並びに作業現場の修復及び取片付けを正当な理由なく相当の期間内に行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該調査機械器具の処分並びに作業現場の修復及び取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分、修復及び取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

い。

一 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延防止法に基づく額の利息を付した額とする。

6 第2項の場合（第44条第九号及び第十一号から第十六号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延防止法に基づく額の利息を付した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第54条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償の予定）

第55条 受注者は、第44条第十二号から第十六号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、受注者は当該賠償金全額を支払わなければならない。

（賠償金等の徴収）

第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日までの期間について遅延防止法に基づく額の利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延防止法に基づく額の利息を付した額の延滞金を徴収する。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第57条 受注者は、この契約の履行に関して別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければな

らない。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第58条 受注者は、この契約の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第57条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 発注者は、受注者が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、受注者の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者（受注者が個人の場合にあつては、受注者の氏名及び住所）並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(契約外の事項)

第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 受注者は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために発注者から貸与を受けた、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、発注者から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 受注者は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 受注者は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 受注者は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、発注者の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、受注者の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 受注者は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、発注者の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び受注者の作業場所への立入調査ができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、発注者に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、発注者に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 受注者は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、発注者は、必要に応じ、受注者の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。